

平成 23 年度業務実績の二次評価の具体的な取組(骨子案)

| 独立行政法人の業務の実績に関する 評価の視点(H22.5.31 改正) | 平成 23 年度業務実績評価の具体的な取組について (骨子案) |
|---|--|
| <p>第1 基本的な視点</p> <p>第2 各法人に共通する個別的な視点</p> <p>1 政府方針等</p> <p>2 財務状況</p> <p>(1) 当期総利益(又は当期総損失)</p> <p>(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)</p> <p>(3) 運営費交付金債務</p> <p>3 保有資産の管理・運用等</p> <p>(1) 保有資産全般の見直し</p> <p>(2) 資産の運用・管理</p> <p>4 人件費管理</p> <p>5 契約</p> <p>(1) 契約に係る規程類、体制</p> <p>(2) 随意契約見直し計画</p> <p>(3) 個々の契約</p> <p>6 内部統制</p> <p>7 関係法人</p> <p>8~9(略)</p> | <p>◎ 法人のミッションについて、引き続き、業績の増進、サービスの質の向上を志向し、業務運営の改善を促すような評価が行われているか等との視点で厳格に評価</p> <p>※ 震災の影響に留意(昨年の二次評価意見関連)</p> <p>○ 基本方針に沿った法人の取組に留意(昨年度の二次評価意見関連)</p> <p>○ 法人における職員宿舍等の見直し状況に留意</p> <p>※ 関係方面の動向を踏まえ、範囲・内容を検討</p> <p>○ 監事監査結果の活用に留意</p> <p>○ 独立行政法人が支出する賛助会費等の契約以外による金銭支出に留意</p> <p>※ 関係方面の動向を踏まえ検討</p> <p>○ その他(震災端緒事項)(検討中)</p> |

(昨年の例)

平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 23 年 4 月 26 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 22 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って、法人のミッションを踏まえた業務実績評価を行うこととする。具体的な取組に当たっては、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的・効率的に行うものとし、特に留意すべき事項等については、以下によるものとする。

1 保有資産の管理・運用等

平成 21 年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての適切性についての評価に、特に留意する。

- 二次評価意見の中で明らかにした利用率が低調な施設等について、勧告の方向性（平成 22 年 11 月 26 日関係府省あて通知）又は「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）で示された廃止、国庫納付、共用化等の方針に沿った法人における取組
- 実施許諾に至っていない特許権等に関する見直し状況が必ずしも明らかでない法人について、特許等の保有の必要性についての検討状況や、検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合の取組状況や進捗状況等を踏まえた法人における特許権等に関する見直し

2 内部統制

2-1 平成 21 年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての評価に、特に留意する。また、その評価に当たっては、各法人は、二次評価意見への対応・取組を業務実績報告書等で明らかにし、府省評価委員会はこれを基に評価を行い、府省評価委員会としての見解を明らかにしているかに留意する。

- 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。

- 法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出しを行い、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応等に注目しているか。

2-2 内部統制の充実・強化に向けた、府省評価委員会及び法人における積極的な取組について注視する。

3 その他

以上のほか、次の取組についての評価に、特に留意する。

- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 22 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
- 上記「保有資産の管理・運用等」及び「内部統制」以外の平成 21 年度業務実績評価における指摘事項への対応状況

独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点

平成 21 年 3 月 30 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
改正 平成 22 年 5 月 31 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）は、各府省の独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委員会」という。）が行う独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価の結果について、当面、以下の視点から二次評価を実施し、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 5 項（第 34 条第 3 項で準用される場合を含む。）に基づく意見を述べることとする。

第 1 基本的な視点

府省評価委員会の評価においては、対象となる個別の法人の業務の目的、内容、性格に応じて様々な評価の視点からの議論が行われるが、当委員会における議論の蓄積を含む独立行政法人制度の施行後の運用実績を踏まえると、少なくとも次の 3 点については、評価において共通に求められる基本的な視点といえることができる。

- 1 法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること。
- 2 評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること。
- 3 法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向していること。

当委員会としては、評価を行うことにより、法人の業務に係る政策目的が達成され、ひいては国民生活の向上が図られるべきであることを念頭に置き、上述 3 つの視点について、常に問題意識を持ちながら、府省評価委員会の評価結果の適正性が確保されているかについて評価を行うこととする。その際、当該評価が以下の各法人に共通する個別的な視点について適切に扱っているかを関心事項とする。

第 2 各法人に共通する個別的な視点

1 政府方針等

- 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針（以下「政府方針」という。）において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。
- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、当該年度において取り組むこととされている事項や、当委員会が府省評価委員会に通知した年度業務実績評価意見において指摘した事項についての評価が的確に行われているか。
- 当委員会がこれまで府省評価委員会に示してきた業務実績評価に関する関心事項等を踏まえた評価の取組が行われているか。
- 法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項等を踏まえた評価が行われているか。

2 財務状況

(1) 当期総利益（又は当期総損失）

- 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。

(2) 利益剰余金（又は繰越欠損金）

- 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。
- 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。

さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。

(3) 運営費交付金債務

- 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかに

されているか。

- 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。

3 保有資産の管理・運用等

(1) 保有資産全般の見直し

ア 実物資産

- 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直しの状況及び結果についての評価が行われているか。

見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

- 政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

イ 金融資産

- 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性についての評価が行われているか。
- 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

ウ 知的財産等

- 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。
- 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

(2) 資産の運用・管理

ア 実物資産

- 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性についての評価が行われているか。
- 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組についての評価が行われているか。

イ 金融資産

a) 資金の運用

- 資金の運用について、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。）

- i 資金運用の実績
- ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）

- 資金の運用体制の整備状況についての評価が行われているか。
- 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。

b) 債権の管理等

- 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。
- 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。
- 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。

ウ 知的財産等

- 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。
- 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。

4 人件費管理

(1) 給与水準

- 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。
 - 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
 - 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。
- 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。

(2) 総人件費

- 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。

(3) その他

- 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

5 契約

(1) 契約に係る規程類、体制

- 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。
- 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。

(2) 随意契約見直し計画

- 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。

(3) 個々の契約

- 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。

6 内部統制

- 内部統制（業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性）に係る取組についての評価が行われているか。

（注）内部統制に係る取組については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に取りまとめた報告書を参考とする。

7 関連法人

- 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。

当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。

- 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。

（注）関連法人：特定関連会社、関連会社及び関連公益法人（「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）第103連結の範

困、第 114 関連会社等に対する持分法の適用、第 125 関連公益法人等の範囲参照)

8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価

- 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。

9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価

- 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。

【本視点の適用時期等】

- 本視点は、平成 20 年度の業務の実績に係る評価から適用する。
- 本視点の委員会決定に伴い、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」（平成 19 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）の記の 2（業務実績評価に関する当面の取組方針）は廃止する。

【改正後の本視点の適用時期】

- 平成 22 年 5 月 31 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定による改正後の本視点は、平成 21 年度の業務の実績に係る評価から適用する。

(参考)

平成24年2月20日（月）衆・予算委

○花咲宏基委員

国家公務員の宿舎の削減についてはこういう方針が出ているわけでありましてけれども、実は、独立行政法人の職員宿舎についてはこういう方針がないようでありまして、この独立行政法人の職員宿舎についてお話をお伺いしたいというふうに思います。

実は、事業仕分けで、国際協力機構、JICAの宿舎が問題として取り上げられました。それで、独立行政法人の職員宿舎についての見直しもされたというふうに聞いておりますけれども、政権交代前から現在までの取り組みについてお聞かせをいただきたいと思います。岡田副総理ですかね。

○岡田副総理

まず、独立行政法人の職員宿舎につきましては、平成22年末の閣議決定、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、保有する必要性があるのか、必要な場合でも最小限のものになっているか厳しく検証するということになっております。そのことに基づいて、各独法の持つ職員宿舎について削減すべく努力はしていただいております。

ただ、どれぐらいなされたのかということは、私が外務大臣のときの経験から言っても、必ずしも十分とは言い難いということで、もう一度、独法の持つ職員宿舎について全体的に検証する必要があるというふうに考えております。

そして、その上で、先ほど委員が国家公務員の宿舎について御質問されましたが、（財務）副大臣が御答弁のように、国家公務員の宿舎についてはより厳しい基準で見直しがなされたところであります。その中で、特に福利厚生、つまり生活支援目的のものは認めないとか、あるいは宿舎の使用料についても、宿舎の建設等に係る支出を賄えるように引き上げを行うとか、いろいろな新たな基準が設けられました。

私は、したがって、独法についても、公務員と比べれば、より必要性がそもそも一般論として少ないものが多いわけですから、より明確な、あるいは厳しい基準を再度設定する必要があるというふうに考えております。そういった基準を設定して、もう一度、資産の処分について、資産といいますか、この場合宿舎ですが、しっかりやっていく必要があるというふうに考えておりまして、先般設置をいたしました行革改革実行本部において、この問題を取り上げて、基準の明確化を含めてしっかり対応していきたいというふうに考えております。

2012年2月21日（火） 16:02--16:35 内閣府

◇独法の宿舎見直し——基準づくり、所管大臣を通じてお願いする

☆独法の宿舎見直し☆<20分43秒>

【記者】きのうの委員会だったと思うんですけども、独法の宿舎の見直しについて言及、質問があって、それに対して言及されていらっしやったと思うんですけど、改めてその点についてのお考えを伺いたいのと、あと、これ、ちょっと基本的なことで申しわけないですけど、独法の宿舎の場合ってというのは、これは独法にお願いをするっていうことになるのか、政府が主体的にできるのか、そこら辺ちょっと教えてください。

【行政改革担当大臣】たしか22年ですか、答弁の中でも申し上げたんですが、閣議決定して、独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針というのを決めております。その中で宿舎の問題も触れておりますので、これは別に独法や、あるいは所管省にお任せの話ではなくて、内閣としても取り組んできましたし、これからも取り組まなければいけない問題であるというふうに考えております。

で、私、申し上げたのは、それで22年の、平成22年のときに見直しをお願いしたわけですが、それから時間も少したったと。で、何よりも国の、国家公務員の宿舎について、国の新しい方針を出して、大幅に見直すということにしたところであります。そうであれば、その考え方というものは、やっぱり独法にも適用すべきだろうということでもあります。

例えば、これも国会で申し上げたんですが、住宅について、生活支援目的いうものは認めないということが、国家公務員住宅については明記されました。それから使用料についても、宿舎の建設などの支出を賄えるよう設定すると、これも新しい基準であります。かなり、今まで低かったということですから、で、そういった基準は、少なくとも独法の宿舎についても適用できるわけで、この国家公務員の宿舎の基準を参考にして、近々、独法の宿舎についての基準をつくり、そしてその基準に基づいて、各所管大臣を通じて、独法に再度の見直しをお願いしたいということなんです。

【記者】一応確認なんですけども、見直しのその基準をつくるのは岡田さんのもとでつくられるということよろしいんですか。

【行政改革担当大臣】ええ、そうです。はい。基準をつくって、行政改革推進本部、実行本部ですね、実行本部で確認をして、お願いしたいというふうに思っております。ただ、宿舎を持ってる独法はたしか20ぐらいだったと思いますので、そこをお願いしていくということになります。